

監 第 3 1 号
平成 22 年 9 月 3 日

請求人 様

京都市監査委員 富 喜久夫
同 安 井 勉
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

住民監査請求について（通知）

平成 22 年 7 月 19 日付け及び同月 29 日付けで提出され、同年 8 月 4 日に收受した地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく 2 件の住民監査請求（以下「本件各請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

1 本件各請求の概要

本件各請求は、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（以下「長寿福祉課」という。）が所管する京都市老人園芸ひろば（以下「園芸ひろば」という。）の市有地について、管理人による無抽選での優先使用を中止するとともに、管理人の廃止を求めるもの（以下「本件第 1 請求」という。）、及び弁護士による公益通報窓口で、担当弁護士の業務が機能していないとして、担当弁護士の交代や制度の見直しを求めるもの（以下「本件第 2 請求」という。）である。

2 本件第 1 請求について

(1) 本件第 1 請求に係る請求書及び事実証明書の全趣旨によれば、本件第 1 請求における請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 園芸ひろばの管理運営を受託している A が、市民のための施設である各園芸ひろばの市有地の一部を、管理人に利用させるため、無抽選で管理人に割り当てている。このような管理人区画の設定は、管理人の業務遂行の必須条件ではないうえ、園芸ひろばへ応募する多くの市民の抽選の権利が奪われており、市民のための施設の利用が阻害されている。

イ 京都市（以下「市」という。）が管理人区画の設定を了解していること

は、園芸ひろばが市民のための施設であるにもかかわらず、管理人が優先される結果となり、不当である。

ウ 管理人は、土日に3、4時間程度来るが平日には見かけず、勤務実態は不明である。管理人には身分証明書が発行されておらず、長寿福祉課やAが勤務実態を把握し、必要な指揮監督を行っているとは考えられない。また、管理人の業務はA本部でも遂行可能である。よって、園芸ひろばに管理人を置く必要はなく、廃止すべきである。

(2) 上記(1)から、本件第1請求の対象とされている事項は、①園芸ひろばを管理するAが、各園芸ひろばに、管理人に利用させるための管理人区画を設定していること、②市が管理人区画の設定を了解していること及び③園芸ひろばに管理人を置いていることであると解される。

(3) 住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は職員（以下「長等」という。）が行う財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）に限られるところ（法第242条第1項）、上記(2)の①から③までの各事項は、次のとおり、いずれも住民監査請求の対象となる財務会計行為には該当しない。

ア 上記(2)①について

行為者が長等ではなく、財務会計行為に該当しないことは明らかである。

イ 上記(2)②について

住民監査請求の対象となる財務会計行為としての財産の管理とは、財産自体の財産的・経済的価値に着目して、そのような価値の保持又は増加のために行われる行為をいい、それ以外の一般行政上の判断又は行為の結果としてそのような効果が生じる場合を含まない。

本件について見ると、Aによる管理人区画の設定は、市から受託した園芸ひろばの管理運営業務の一環として、専ら園芸ひろばを利用者の耕作の用に供するという行政上の目的の実現のために行われているものであると解され（事実証明書として添付されている平成22年5月13日付け京都市公益通報処理窓口通知）、園芸ひろばが設置されている土地の財産的・経済的価値の保持又は増加のために行われる行為とは解されない。そして、上記(2)②のような市の判断も、同様に、園芸ひろばが設置されている土地の財産的・経済的価値に着目したものとは解されない。

したがって、上記(2)②は、専ら行政上の判断に係る行為であると認められ、財務会計行為に該当するとは認められない。

ウ 上記(2)③について

園芸ひろばへの管理人の設置は、園芸ひろば事業の運営に係る事項で

あり、財務会計行為に該当しないことは明らかである。

- (4) 以上から、本件第1請求は、住民監査請求の対象となる財務会計行為を対象とするものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

なお、本件第1請求には、上記(3)のほか、請求書に請求人の自署及び押印がないこと、請求人が主張する下津林北園芸ひろば以外の園芸ひろばの土地が市有地であるとの事実を証する書面が添付されていないこと等の不備が認められるが、上記のように住民監査請求の本質的な部分について不備が認められる以上、これらについて請求人に補正を求める意義は認められない。

3 本件第2請求について

- (1) 本件第2請求に係る請求書及び事実証明書の全趣旨によれば、本件第2請求における請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 弁護士による公益通報窓口の設置の趣旨は、弁護士が通報を受け付け、第三者の立場から市に適切な助言等を行い、弁護士が通報者に結果を知らせるというものである。しかし、弁護士自身は通報の受領と総務局監察室（現在の行財政局コンプライアンス推進室。以下「コンプライアンス推進室」という。）への転送の連絡をただけで、自ら調査等を行っておらず、上記の趣旨に反している。

イ 通報者の秘密が保持されず、コンプライアンス推進室が長寿福祉課の対応に問題がないと判断して回答したことも、同様に上記の趣旨に反している。

ウ コンプライアンス推進室からの回答文からすると、請求人が行った公益通報以外の事例についても上記と同様に処理され、それが継続的に行われていると考えられる。

- (2) 上記(1)から、本件第2請求の対象とされている事項は、①請求人が行った公益通報に対する担当弁護士の処理、②当該通報に対するコンプライアンス推進室の回答及び③当該通報以外の公益通報の事例についても当該通報と同様の処理をしていることであると解されるが、上記①の事項は主体が長等ではなく、また、上記①から③までの各事項は、いずれも公益通報の処理業務の過程における請求人に対する文書の送付等であるから、これらが住民監査請求の対象となる財務会計行為に該当しないことは明らかである。

なお、本件第2請求では、契約か委託か形態は不明としつつ、弁護士への依頼の解除等を求める主張がされているが、監査の対象とすべき具体的な財務会計行為は何ら特定されておらず、上記以外の一連の主張も公益通

報処理業務での対応の問題点の指摘にほぼ終始していることからすれば、上記のような主張のみをもって、本件第2請求が上記①から③までの各事項以外の特定の財務会計行為に係る監査を求める趣旨であると解することはできない。

- (3) したがって、本件第2請求は、住民監査請求の対象となる財務会計行為を対象とするものとは認められず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

なお、本件第2請求には、上記(2)のほか、請求書に請求人の自署及び押印がないこと及び上記(1)ウの事実が請求人の推測に過ぎず、これを証する書面が添付されていないことについて不備が認められるが、上記のように住民監査請求の本質的な部分について不備が認められる以上、これらについて請求人に補正を求める意義は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件各請求は、いずれも、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。